

新旧対照表

(別紙24)

【沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第269号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 旅客携帯品の戻し税</p> <p>(承認小売業者の承認)</p> <p>5 - 1 法第85条(法第155条の2において準用する法第85条第1項を含む)第1項に規定する承認小売業者(以下「小売業者」という。)の承認は、次により行う。</p> <p>小売業者の承認の要件</p> <p>小売業者の承認は、申請者が、昭和46年6月17日(以下「指定日」という。)以前から沖縄県の区域内において令第119条第1項に規定する物品(以下「指定物品」という。)の小売販売場を所有し、又は借り受けて、指定物品の販売をしていた実績のある者(指定日以後において、相続、合併、営業譲渡等により、指定物品販売の事業を承継した者を含む。)である場合に限り行う。</p> <p>小売業者の承認を行う税関官署</p> <p>小売業者の承認に関する事務は、小売販売場の所在地を管轄する税関本関(保税地域の監督を担当する部門(以下「保税監督部門」という。))又は税関支署(保税事務を担当する部門)において行う。なお、税関支署において小売業者の承認に関する事務を行う場合には、小売業者の新規承認の際に、本関に協議を行う。</p> <p>小売業者の承認の申請手続</p> <p>令第119条(沖地令第17条において準用する令第119条を含む。以下同じ)第9項において準用する令第118条第2項の規定による小売業者の承認申請は、「指定物品小売業者承認申請書」(別紙様式13)2通(税関支署において承認を行う場合には、3通)を提出することを求めることにより行うものとし、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>及び (省略)</p> <p>承認の内容の変更の手続</p> <p>令第119条第9項において準用する令第118条第3項に規定する小売業者の承認内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、届出を要す</p>	<p>第5章 旅客携帯品の戻し税</p> <p>(承認小売業者の承認)</p> <p>5 - 1 法第85条(法第155条の2において準用する法第85条第1項を含む)第1項((旅客携帯品の戻し税))に規定する承認小売業者(以下「小売業者」という。)の承認は、次により行う。</p> <p>小売業者の承認の要件</p> <p>小売業者の承認は、申請者が、昭和46年6月17日(以下「指定日」という。)以前から沖縄県の区域内において令第119条第1項((旅客携帯品の戻し税物品の指定))に規定する物品(以下「指定物品」という。)の小売販売場を所有し、又は借り受けて、指定物品の販売をしていた実績のある者(指定日以後において、相続、合併、営業譲渡等により、指定物品販売の事業を承継した者を含む。)である場合に限り行う。</p> <p>小売業者の承認を行う税関官署</p> <p>小売業者の承認に関する事務は、小売販売場の所在地を管轄する税関本関(統括保税実査官)又は税関支署(保税事務を担当する部門)において行う。なお、税関支署において小売業者の承認に関する事務を行う場合には、小売業者の新規承認の際に、本関に協議を行う。</p> <p>小売業者の承認の申請手続</p> <p>令第119条(沖地令第17条において準用する令第119条を含む。以下同じ)第9項((承認卸売業者についての規定の準用))において準用する令第118条第2項((承認卸売業者の承認の申請))の規定による小売業者の承認申請は、「指定物品小売業者承認申請書」(別紙様式13)2通(税関支署において承認を行う場合には、3通)を提出させることにより行わせ、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>及び (同左)</p> <p>承認の内容の変更の手続</p> <p>令第119条第9項((承認卸売業者についての規定の準用))において準用する令第118条第3項(承認卸売業者に係る承認内容の変更届出))</p>

新旧対照表

【沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 269 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る事項として取り扱い、その手続は、適宜の様式による「承認小売業者承認内容変更届」2通を提出することを求めるこ<del>と</del>により行うものとし、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。</p> <p>イ～ホ（省略） (省略)</p> <p>（小売業者の監督）</p> <p>5 - 4 小売業者の監督は、本関にあつては保税監督部門、署所においては保税事務を担当する部門において、戻し税申請の内容が正しいかどうかについて、税関に提出された戻し税申請関係書類、輸入（納税）申告書（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書又は決定通知書）、手持品課税資料、小売業者が保存する指定物品の仕入及び販売に関する帳簿等を対査することにより行う。</p>	<p>に規定する小売業者の承認内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、適宜の様式による「承認小売業者承認内容変更届」2通を提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。</p> <p>イ～ホ（同左） (同左)</p> <p>（小売業者の監督）</p> <p>5 - 4 小売業者の監督は、本関にあつては統括保税実査官、署所においては保税担当部門において、戻し税申請の内容が正しいかどうかについて、税関に提出された戻し税申請関係書類、輸入（納税）申告書（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書又は決定通知書）、手持品課税資料、小売業者が保存する指定物品の仕入及び販売に関する帳簿等を対査することにより行う。</p>